

# 「豊田市森づくり条例」の構成 <前文+全24条>

## 前文

森林を適正に管理するためには、長期間を見据え、生態系として健全で、災害にも強く、人々の心に安らぎを与えると同時に、地球温暖化防止にも貢献する森づくりを目指していく必要があります。そのためには、山村地域の住民だけでなく、都市部の住民も共に森づくりに取り組むことが重要です。私たち豊田市民は、間伐を始めとした適正な管理と、木材利用の促進等により、人工林を速やかに整備するとともに、自然豊かな天然林を維持し、森林を市民の財産として次世代に引き継ぐことを決意し、ここに豊田市

ポイント1  
森づくりの決意

## 第1章 総則(第1~8条)

### 目的

豊かな環境・資源・文化を育む「森林」の保全と創造を推進し、豊かな森林を次世代に継承する。  
 ・森林の有する公益的機能を高める森づくりをするための基本理念を定める。  
 ・市、森林所有者等の役割を明確化し、森づくりに関する施策その他の取組を総合的かつ計画的に推進する。

ポイント2  
目的・理念の明確化

### 基本理念

立地条件等の特性に応じた適正な森林管理により、**公益的機能が高度に発揮される森づくり**を推進する  
 林業・木材産業の振興により、**木材資源の循環利用が可能な森づくり**を推進する  
 山村地域の活性化により、**地域づくりと一体となった森づくり**を推進する  
 森づくりを支える**人材の育成と市民との共働による森づくり**を推進する

### 責務と役割

(第4~8条)

#### <責務>

市	森林組合
総合的かつ計画的な施策の推進	森林資源の有効な利用促進に積極的に取り組む
国、他の地方公共団体等との協力体制の構築	森林の適切な管理を組合員に働きかける
財政上の措置	市の施策への協力

#### <役割>

森林所有者	市民	林業・木材産業等事業者
森林の多面的機能が発揮される森づくり	森づくりに関する取組への協力、参加	基本理念に配慮した事業の実施
森林の境界、木竹の状況把握、所有森林の管理方針の明示	地域材等の積極的な活用	市の施策への協力
市の施策への協力		

ポイント3  
責務・役割の明確化  
特に、市、森林所有者、森林組合

## 第2章 基本的施策(第9~16条)

森林管理の基本方針(第9条)	多面的機能が高度に発揮される森づくりを推進 人工林：森林区分による整備方針を明示、間伐実施の計画的推進 天然林：植生遷移を基本に維持、市民活動等による保全の支援
森林の把握(第10条)	森林の現況把握、森林被害等の調査と対策
地域材の利用の拡大(第11条)	住宅等への活用の促進、市民に対する理解の促進、公共事業への利用の推進、加工流通体制整備の支援、木材資源の把握、林業生産基盤整備及び支援
地域づくりと一体となった森づくり(第12条)	就業機会の確保、定住に対する支援、都市と農山村との交流の促進
共働による森づくり(第13条)	市民への活動の場の提供、森づくり活動への支援、情報の提供
森づくりの担い手の育成(第14条)	森づくりの担い手となる人材の育成及び支援
森林環境教育の推進(第15条)	市民理解と関心を深める森林環境教育の推進
森づくりの普及啓発(第16条)	森づくりに関する普及啓発を推進するため、とよた森づくりの日を10月26日、とよた森づくり月間を10月と制定

ポイント4  
市が行う施策の基本的考え方の明示

## 第3章 森づくり構想及び森づくり基本計画(第17~19条)

森づくり構想(第17条)	森林の立地条件等の特性に応じた目指すべき森林像 目標とする森林像実現のための長期指針 木材資源の循環利用のための長期の指針
森づくり基本計画(第18条)	森づくり構想を実現するための、おおむね10年間の計画を策定し5年ごとに見直す。
年次報告書(第19条)	年次報告書による公表

ポイント5  
森林像の明確化

ポイント6  
計画的な事業推進

## 第4章 推進組織(第20~21条)

<b>森づくり委員会(第20条)</b> 森づくりのための第3者機関 森づくり構想及び森づくり基本計画、年次報告書等について協議、調査、提言、評価を行う。	<b>地域組織(第21条)</b> 集落等の単位でその地域の森林の整備及び管理のための組織の設置。 市は、活動を支援。
---	---

ポイント7  
第3者機関で提言、評価

ポイント8  
地域組織設置への支援

## 第5章 雑則(第22~24条)

立入調査(第22条)・・・職員の出入り権限の規定。  
 採取等の禁止(第23条)・・・森林に立ち入る際に守るべき事柄。  
 委任(第24条)・・・この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附則

施行 平成19年4月1日